

伊万里市公共下水道台帳施設平面図

22-15	23-11
3	4
1	2
3	4
22-20	23-16



記号

△	12.12 国定三等点	□	旗
▽	12.12 国定一等点	■	旗
●	12.12 国定二等点	○	旗
○	12.12 国定三等点	○	旗
○	12.12 国定四等点	○	旗
○	12.12 国定五等点	○	旗
○	12.12 国定六等点	○	旗
○	12.12 国定七等点	○	旗
○	12.12 国定八等点	○	旗
○	12.12 国定九等点	○	旗
○	12.12 国定十等点	○	旗
○	12.12 国定十一等点	○	旗
○	12.12 国定十二等点	○	旗
○	12.12 国定十三等点	○	旗
○	12.12 国定十四等点	○	旗
○	12.12 国定十五等点	○	旗
○	12.12 国定十六等点	○	旗
○	12.12 国定十七等点	○	旗
○	12.12 国定十八等点	○	旗
○	12.12 国定十九等点	○	旗
○	12.12 国定二十等点	○	旗
○	12.12 国定二十一等点	○	旗
○	12.12 国定二十二等点	○	旗
○	12.12 国定二十三等点	○	旗
○	12.12 国定二十四等点	○	旗
○	12.12 国定二十五等点	○	旗
○	12.12 国定二十六等点	○	旗
○	12.12 国定二十七等点	○	旗
○	12.12 国定二十八等点	○	旗
○	12.12 国定二十九等点	○	旗
○	12.12 国定三十等点	○	旗
○	12.12 国定三十一等点	○	旗
○	12.12 国定三十二等点	○	旗
○	12.12 国定三十三等点	○	旗
○	12.12 国定三十四等点	○	旗
○	12.12 国定三十五等点	○	旗
○	12.12 国定三十六等点	○	旗
○	12.12 国定三十七等点	○	旗
○	12.12 国定三十八等点	○	旗
○	12.12 国定三十九等点	○	旗
○	12.12 国定四十等点	○	旗
○	12.12 国定四十一等点	○	旗
○	12.12 国定四十二等点	○	旗
○	12.12 国定四十三等点	○	旗
○	12.12 国定四十四等点	○	旗
○	12.12 国定四十五等点	○	旗
○	12.12 国定四十六等点	○	旗
○	12.12 国定四十七等点	○	旗
○	12.12 国定四十八等点	○	旗
○	12.12 国定四十九等点	○	旗
○	12.12 国定五十等点	○	旗
○	12.12 国定五十一等点	○	旗
○	12.12 国定五十二等点	○	旗
○	12.12 国定五十三等点	○	旗
○	12.12 国定五十四等点	○	旗
○	12.12 国定五十五等点	○	旗
○	12.12 国定五十六等点	○	旗
○	12.12 国定五十七等点	○	旗
○	12.12 国定五十八等点	○	旗
○	12.12 国定五十九等点	○	旗
○	12.12 国定六十等点	○	旗
○	12.12 国定六十一等点	○	旗
○	12.12 国定六十二等点	○	旗
○	12.12 国定六十三等点	○	旗
○	12.12 国定六十四等点	○	旗
○	12.12 国定六十五等点	○	旗
○	12.12 国定六十六等点	○	旗
○	12.12 国定六十七等点	○	旗
○	12.12 国定六十八等点	○	旗
○	12.12 国定六十九等点	○	旗
○	12.12 国定七十等点	○	旗
○	12.12 国定七十一等点	○	旗
○	12.12 国定七十二等点	○	旗
○	12.12 国定七十三等点	○	旗
○	12.12 国定七十四等点	○	旗
○	12.12 国定七十五等点	○	旗
○	12.12 国定七十六等点	○	旗
○	12.12 国定七十七等点	○	旗
○	12.12 国定七十八等点	○	旗
○	12.12 国定七十九等点	○	旗
○	12.12 国定八十等点	○	旗
○	12.12 国定八十一等点	○	旗
○	12.12 国定八十二等点	○	旗
○	12.12 国定八十三等点	○	旗
○	12.12 国定八十四等点	○	旗
○	12.12 国定八十五等点	○	旗
○	12.12 国定八十六等点	○	旗
○	12.12 国定八十七等点	○	旗
○	12.12 国定八十八等点	○	旗
○	12.12 国定八十九等点	○	旗
○	12.12 国定九十等点	○	旗
○	12.12 国定九十一等点	○	旗
○	12.12 国定九十二等点	○	旗
○	12.12 国定九十三等点	○	旗
○	12.12 国定九十四等点	○	旗
○	12.12 国定九十五等点	○	旗
○	12.12 国定九十六等点	○	旗
○	12.12 国定九十七等点	○	旗
○	12.12 国定九十八等点	○	旗
○	12.12 国定九十九等点	○	旗
○	12.12 国定一百等点	○	旗

伊万里市

製図 昭和55年10月 縮尺 1:500
 測量 昭和55年7月 縮尺 1:500
 修正 平成5年10月 縮尺 1:500

1:500

この図面は、建設省国土院の承認を得て、同院所管の測量及び測量成果を使用して製図したものである。
 (測量番号) 昭55. 大分県13号
 (承認番号) 平5. 大分県363号